

岡山畜産便り 1956.06

## 飼料需給安定法一部改正

飼料需給安定法の一部を改正する法律が3月30日附法律第43号で公布され4月1日から施行された。

改正の要点は、政府の保管する輸入飼料について、その品質が低下するおそれがある場合の買換又は交換に関する規定を設けたことである。